

5 住まいのこと

(1) 宿泊型自立訓練

I どんなところ

精神障害をお持ちの方で、病院から退院して生活する自信がない、家族からひとり立ちしたいけれど自信がない等の時に、一定期間入所して準備・訓練するための施設です。

地域で安定した生活が送れるように、家事、服薬、健康、金銭管理といった生活上の練習や規則的な生活リズムをつけるなど、個人の目標に沿った支援をしていきます。

II 対象

- ① ご本人が利用を希望されており、精神科の治療を継続して受け、病状が安定している方
- ② 市内在住の方で地域生活が可能と見込まれる方

III 利用期間

基本は1年以内となりますが、必要により最大1年間の延長（合計2年まで）が可能です。

IV 手続き方法

- ① 病院の主治医やケースワーカーと相談し、お住まいの区の各障害者相談支援センター、または区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係へ利用したい意思を伝える。
- ② 利用の申し込み（障害者総合支援法による福祉サービス利用について参照 【 P22 】）
- ③ 見学・面接等
- ④ 体験宿泊
- ⑤ 入所

V 費用

障害者総合支援法による費用負担（1割負担）があります。（食費と光熱水費は別途必要になります。）

VI 問合せ先

名称	電話番号
医療機関のケースワーカー	各医療機関にお問合せください
各障害者相談支援センター	【 P85 】
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P83 】

VII 利用可能な施設

名称	郵便番号	住所	電話・FAX番号	運営法人
障害者支援施設 川崎ラシクル	210-0024	川崎区日進町 5-1 川崎市複合福祉センター（ふくふく）内	電話：044-589-3880 FAX：044-589-3890	社会福祉法人 三篠会
桜の風 （もみの木）	211-0035	中原区井田 3-16-1	電話：044-920-9006 FAX：044-788-7968	社会福祉法人 川崎聖風福祉会

(2) 共同生活援助（グループホーム）

I どんな制度

職員が食事の提供や日常生活に関する相談などを行いながら、共同生活を支援していきます。

II 対象

地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする方

III 手続き方法

① お住まいの区の障害者相談支援センターや区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係に相談。

※ 障害者総合支援法による障害支援区分認定を受けていない方は認定手続きが原則必要です。

② ホームの空き状況を調べ、入居者募集中のホームに問合せ、相談や見学。

③ 利用申込

※ 多数の申込があった場合、選考の上、決定となります。

IV 費用

障害者総合支援法における費用負担（1割負担）のほかに、食費・光熱水費・家賃などの自己負担が必要です。

VI 問合せ先

名称	電話番号
各障害者相談支援センター	【 P85 】
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P83 】

(3) 居住支援制度

I どんな制度

アパートなどの民間賃貸住宅を借りる際に、保証人を見つけることが困難な場合、川崎市の指定する保証会社を利用することで賃貸住宅への入居を支援する制度です。

金銭的な保証は保証会社が行い、日常的な入居者の見守りやトラブル発生時の支援については川崎市や支援団体が行います。

II 対象

次の条件に該当する、障害者手帳をお持ちの方

① 家賃の支払いができる見込みのある方

② 自立した生活ができる方

③ 市内に住んでおり、障害者支援団体の紹介を得られる方

④ 原則として、親族など緊急時の連絡人がいる方

Ⅲ 利用するために

保証料として2年間の契約で、月額家賃と共益費の35%が必要です（ただし最低保証料は1万円です）。また、2年間の特約付火災保険に加入する必要があります。2年毎に契約更新も必要です。

Ⅳ 問合せ先

名称	電話番号
川崎市役所まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課	044-200-2997
各障害者相談支援センター	【 P85 】

(4) 公営住宅（市営・県営）公募時の優遇

Ⅰ どんな制度

精神障害をお持ちの方が市営住宅（新築の一般世帯向住宅募集時のみ）、県営住宅の申し込みをした場合、通常申し込みの方より、当選率が優遇される場合があります。

Ⅱ 対象

市営住宅	以下の市営住宅入居資格を満たしている方については、新築の一般世帯向住宅募集時のみ抽選優遇（5倍）があります。 <ul style="list-style-type: none">川崎市内在住か市内の同一勤務先に引き続き1年以上勤務していること月収が214,000円以下 精神障害者保健福祉手帳（1～2級）の交付を受けている、または交付を受けていなくても1級～2級の精神障害を事由とする障害年金証書を提出できる方 <ul style="list-style-type: none">月収が158,000円以下 精神障害者保健福祉手帳（3級）の交付を受けている、または交付を受けていなくても3級の精神障害を事由とする障害年金証書を提出できる方 <ul style="list-style-type: none">その他、住宅に困窮している理由等、申込資格に該当していることが必要です。
県営住宅	収入基準等を満たしていること、申込人、または同居あるいは同居しようとする家族が、精神障害者保健福祉手帳1～3級の交付を受けている方であること、上記の入居申込資格のある方は、新築募集時は5倍、空家募集時は3倍というように公募時に当選率が優遇されます。

※ いずれの場合も、詳細は窓口へお問合せください。

Ⅲ 手続き方法

市政だよりや県のたより等で募集告知がありますので、区役所等で申込書を取り寄せ、申し込みをしてください。抽選の結果通知を郵送します。（市営住宅については、落選者には通知しません。）

Ⅳ 問合せ先

住宅種別	名称	電話番号
市営住宅	川崎市住宅供給公社市営住宅管理課	044-244-7578
県営住宅	神奈川県住宅営繕事務所入居管理課	045-311-8105

(5) 公営住宅（市営・県営）使用料減免制度

I どんな制度

公営住宅の使用料の支払いが困難になった場合に、使用料の減額、または免除となる制度です。減額等の金額は、収入や障害の程度によります。

II 対象

市営住宅	<p>次のいずれかに該当する世帯</p> <p>① 収入が著しく低額である世帯</p> <p>② 市営住宅入居資格（川崎市内在住か市内の同一勤務先に引き続き 1 年以上勤務していること、月収が 214,000 円以下等）があり、申込者、または同居あるいは同居しようとする家族に、次のいずれかに該当する方がいる世帯</p> <p>（ア） 身体障害者手帳の交付を受けている、1 級から 4 級までの身体障害者の方</p> <p>（イ） 精神障害の程度が日常生活が不能と診断された精神障害者、または日常生活もしくは労働に著しい制限を受けると診断された精神障害者の方</p> <p>（ウ） 児童相談所、または知的障害者更生相談所において重度、または中度の知的障害者と判断された方</p> <p>（エ） 所得税法上の特別障害者に該当し、障害者控除を受けている方</p> <p>（オ） 戦傷病者手帳の交付を受けている、恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症又は別表表ノ 3 の第 1 款症に該当する方</p> <p>（カ） 公害医療手帳の交付を受けている、特級又は 1 級に該当する方</p>
県営住宅	<p>次のいずれかに該当する世帯</p> <p>① 収入が著しく低額である世帯</p> <p>② 障害者、高齢者、母子・父子世帯等（障害の程度、世帯の収入月額による）</p>

III 手続き方法および窓口

住宅種別	名称	電話番号
市営住宅	川崎市住宅供給公社市営住宅管理課	044-244-2060
	川崎市住宅供給公社溝ノ口事務所	044-811-1137
県営住宅	株式会社東急コミュニティー川崎サービスセンター	044-511-9529

(6) 公営住宅（市営・県営）駐車場使用料の減免

I どんな制度

公営住宅駐車場を公営住宅入居者が使用する場合に使用料の減免制度があります。詳細については下記へお問合せください。

II 問合せ先

住宅種別	名称	電話
市営住宅	川崎市住宅供給公社市営住宅管理課	044-244-2060
県営住宅	株式会社東急コミュニティー川崎サービスセンター	044-511-9529

(7) すまいの相談窓口

I どんな制度

障害のある方、高齢者、外国人、子育て世帯等、自身で住まいを探すことが困難な方の住まい探しを支援します。

II 対象

- ① 家賃等の支払いができる見込みのある方
- ② 自立した生活ができる方（福祉サービス等を利用している方も含む）

III 問合せ先

名称	電話番号	FAX 番号
川崎市住宅供給公社管理営業課	044-244-7590	044-244-7509

